

1 知的障害者更生施設支援費（1月につき）

イ 指定知的障害者入所更生施設の場合

(1) 入所による指定施設支援を行う場合

(一) 入所定員（通所による入所者の定員を除く。以下同じ。）が10人の場合

a 施設が本体施設でない場合

(i) 区分A	227,000円
(ii) 区分B	210,900円
(iii) 区分C	194,800円

b 当該施設が本体施設である場合

(i) 区分A	467,200円
(ii) 区分B	451,000円
(iii) 区分C	434,900円

(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合

a 当該施設が本体施設でない場合

(i) 区分A	219,300円
(ii) 区分B	211,200円
(iii) 区分C	203,200円

b 当該施設が本体施設である場合

(i) 区分A	338,600円
(ii) 区分B	330,600円
(iii) 区分C	322,500円

(三) 入所定員が30人以上40人以下の場合

a 区分A	323,700円
b 区分B	296,100円
c 区分C	256,200円

(四) 入所定員が41人以上60人以下の場合

a 区分A	315,300円
b 区分B	288,400円
c 区分C	237,700円

(五) 入所定員が61人以上90人以下の場合

a 区分A	291,300円
b 区分B	264,900円
c 区分C	228,400円

(六) 入所定員が91人以上の場合

a 区分A	267,800円
b 区分B	239,100円
c 区分C	208,400円

(2) 通所による指定施設支援を行う場合

(一) 区分A	137,900円
(二) 区分B	129,800円

(三) 区分C	121,700円
ロ 指定知的障害者通所更生施設の場合	
(1) (2)以外の場合	
(一) 通所による入所者の定員（分場の入所定員を除く。以下同じ。）が20人の場合	
a 区分A	214,600円
b 区分B	198,800円
c 区分C	174,900円
(二) 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合	
a 区分A	170,800円
b 区分B	160,300円
c 区分C	139,000円
(三) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合	
a 区分A	152,300円
b 区分B	146,000円
c 区分C	133,200円
(四) 通所による入所者の定員が61人以上の場合	
a 区分A	130,900円
b 区分B	126,400円
c 区分C	117,200円
(2) 分場において行う場合	
(一) 区分A	137,900円
(二) 区分B	129,800円
(三) 区分C	121,700円

注1 指定知的障害者入所更生施設（指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「指定施設支援基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設をいう。以下同じ。）又は指定知的障害者通所更生施設（指定施設支援基準第2条第1号ロに規定する指定知的障害者通所更生施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第6条第1項に規定する分場を設置する施設にあっては、当該分場を含む。以下「指定知的障害者更生施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分（法第15条の11第3項に規定する知的障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定知的障害者更生施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。なお、旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第18条第1項に規定する旧措置入所者をいい、法第15条の12第3項に規定する施設支給決定を受けた者を除く。以下同じ。）であって別に厚生労働大臣が定める者（注2において「重度旧措置入所者」という。）に対し、入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Aに該当するものとみなして所定額を算定し、それ以外の旧

措置入所者に対し、入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Cに該当するものとみなして所定額を算定し、旧措置入所者に対し、通所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Bに該当するものとみなして所定額を算定する。

2 区分Aに該当する者又は重度旧措置入所者であつて、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）又は精神障害（知的障害を除く。）のうち2以上の障害を有する者（以下「重複障害者」という。）である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあつては、市長。以下同じ。）に届け出た指定知的障害者入所更生施設において、指定施設支援を行った場合は、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。

イ 区分A	150,200円
ロ 区分B	177,100円
ハ 区分C	227,800円

4 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算 22,500円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第2章第2節の規定により当該指定知的障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

4 自活訓練加算（1月につき）

イ 自活訓練加算(I)	116,200円
ロ 自活訓練加算(II)	146,700円

注1 指定知的障害者入所更生施設の管理者の意見に基づき、6月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害者入所更生施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（注2及び注3において「自活訓練」という。）を行った場合に、当該入所者1人につき6月間を限度として所定額を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定額を加算する。

3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間（法第15条の12第3項第1号に規定する期間をいう。第2の4の注3において同じ。）中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として加算する。

## 第2 知的障害者授産施設支援

### 1 知的障害者授産施設支援費（1月につき）

#### イ 指定特定知的障害者入所授産施設の場合

##### (1) 入所による指定施設支援を行う場合

###### (一) 入所定員が40人以下の場合

a 区分A	318,000円
b 区分B	301,200円
c 区分C	272,800円

###### (二) 入所定員が41人以上60人以下の場合

a 区分A	291,400円
b 区分B	277,900円
c 区分C	250,800円

###### (三) 入所定員が61人以上90人以下の場合

a 区分A	259,400円
b 区分B	252,100円
c 区分C	232,500円

###### (四) 入所定員が91人以上の場合

a 区分A	238,500円
b 区分B	226,700円
c 区分C	207,900円

##### (2) 通所による指定施設支援を行う場合

(一) 区分A	137,900円
(二) 区分B	129,800円
(三) 区分C	121,700円

ロ 指定特定知的障害者通所授産施設の場合

(1) (2)以外の場合

(一) 通所による入所者（分場の入所定員を除く。以下同じ。）の定員が20人の場合

a 区分A	223,100円
b 区分B	207,000円
c 区分C	190,900円

(二) 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合

a 区分A	176,600円
b 区分B	165,800円
c 区分C	155,100円

(三) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合

a 区分A	155,700円
b 区分B	149,200円
c 区分C	142,800円

(四) 通所による入所者の定員が61人以上の場合

a 区分A	133,300円
b 区分B	128,700円
c 区分C	124,100円

(2) 分場において行う場合

(一) 区分A	137,900円
(二) 区分B	129,800円
(三) 区分C	121,700円

注1 指定特定知的障害者入所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設をいう。）又は指定特定知的障害者通所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号ロに規定する指定特定知的障害者通所授産施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第47条第1項に規定する分場を含む。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定特定知的障害者授産施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。なお、旧措置入所者に対し、指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Bに該当するものとみなして所定額を算定する。

2 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。

3 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算 22,500円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属

する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第3章第2節の規定により当該指定特定知的障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

4 自活訓練加算（1月につき）

イ 自活訓練加算(I) 116,200円

ロ 自活訓練加算(II) 146,700円

注1 指定特定知的障害者入所授産施設の管理者の意見に基づき、6月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定知的障害者入所授産施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（注2及び注3において「自活訓練」という。）を行った場合に、当該入所者1人につき6月間を限度として所定額を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定額を加算する。

3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として加算する。

### 第3 知的障害者通勤寮支援

1 知的障害者通勤寮支援費（1月につき）

イ 区分A 107,600円

ロ 区分B 100,500円

ハ 区分C 93,300円

注1 指定知的障害者通勤寮（指定施設支援基準第2条第3号に規定する指定知的障害者通勤寮をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定知的障害者通勤寮の場合は、所定額の1000分の965に相

当する額を算定する。なお、旧措置入所者に対し、指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Bに該当するものとみなして所定額を算定する。

2 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算 22,500円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第4章第2節の規定により当該指定知的障害者通所施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。

#### 第4 心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援

1 心身障害者福祉協会福祉施設支援費（1月につき）

イ 区分A 258,400円

ロ 区分B 230,700円

ハ 区分C 201,100円

注1 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）に規定する福祉施設（注3において「福祉施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、福祉施設旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成14年厚生労働省令第83号）附則第4条第1項に規定する福祉施設旧措置入所者をいう。注2において同じ。）に対し、指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Aに該当するものとみなして所定額を算定する。

2 区分Aに該当する者又は福祉施設旧措置入所者であつて、重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、指定施設支援を行った場合は、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。

イ 区分A 150,200円

ロ 区分B 177,100円

ハ 区分C

227,800円

4 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算

22,500円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算

22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、福祉施設の従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。

4 自活訓練加算（1月につき）

イ 自活訓練加算(I)

116,200円

ロ 自活訓練加算(II)

146,700円

注1 心身障害者福祉協会の理事長の意見に基づき、6月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（注2及び注3において「自活訓練」という。）を行った場合に、当該入所者1人につき6月間を限度として所定額を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定額を加算する。

3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として加算する。



## ○厚生労働省告示第 号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第二項第一号（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準  
指定居宅支援（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援をいう。以下同じ。）又は基準該当居宅支援（同法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表により算定した額とする。

### 別表

#### 身体障害者居宅生活支援費額算定表

#### 通則

- イ 指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額は、1、2（注2、注3及び注4を除く。）又は3（注2を除く。）により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、2（注2、注3及び注4に限る。）又は3の注2により算定する額を加えた額とする。
- ロ イの規定により指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

#### 1 身体障害者居宅介護支援費

##### イ 身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 2,100円
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円
- (3) 所要時間1時間以上の場合 5,840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに2,190円を加算した額

##### ロ 家事援助が中心である場合

- (1) 所要時間30分以上1時間未満の場合 1,530円
- (2) 所要時間1時間以上の場合 2,220円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額

##### ハ 移動介護が中心である場合

- (1) 身体介護を伴う場合
  - (イ) 所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円
  - (ロ) 所要時間1時間以上の場合 5,840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに2,190円を加算した額

(2) 身体介護を伴わない場合

(一) 所要時間30分以上1時間未満の場合 1,530円

(二) 所要時間1時間以上の場合 2,220円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額

ニ 日常生活支援が中心である場合

(1) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 2,410円

(2) 所要時間1時間30分以上の場合 3,310円に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに900円を加算した額

注1 利用者に対して、指定居宅介護事業所（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は基準該当居宅介護事業所（指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所をいう。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注6において「居宅介護従業者」という。）が、指定居宅介護（指定居宅支援等基準第4条に規定する指定居宅介護をいう。）又は基準該当居宅介護（指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護をいう。）（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定額を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助（調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者又は全身性障害者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第五号の一級に該当する者であつて両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。注5において同じ。）に対して、移動介護（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動の介護をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等の支援をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。

6 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行ったときは、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定額を算定する。

- 7 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定額の100分の25に相当する額を所定額に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定額の100分の50に相当する額を所定額に加算する。
- 8 利用者が身体障害者デイサービス、身体障害者短期入所又は通所による身体障害者施設支援を受けている間は、身体障害者居宅介護支援費は、算定しない。

## 2 身体障害者デイサービス支援費

### イ 単独型身体障害者デイサービス支援費(I)

#### (1) 所要時間4時間未満の場合

(一) 区分1	3,530円
(二) 区分2	3,270円
(三) 区分3	3,010円

#### (2) 所要時間4時間以上の場合

(一) 区分1	7,060円
(二) 区分2	6,550円
(三) 区分3	6,030円

### ロ 単独型身体障害者デイサービス支援費(II)

#### (1) 所要時間4時間未満の場合

(一) 区分1	1,570円
(二) 区分2	1,370円
(三) 区分3	1,160円

#### (2) 所要時間4時間以上の場合

(一) 区分1	3,150円
(二) 区分2	2,740円
(三) 区分3	2,330円

### ハ 併設型身体障害者デイサービス支援費(I)

#### (1) 所要時間4時間未満の場合

(一) 区分1	2,840円
(二) 区分2	2,580円
(三) 区分3	2,320円

#### (2) 所要時間4時間以上の場合

(一) 区分1	5,670円
(二) 区分2	5,150円
(三) 区分3	4,640円

### ニ 併設型身体障害者デイサービス支援費(II)

#### (1) 所要時間4時間未満の場合

(一) 区分1	880円
(二) 区分2	670円

(三) 区分3	470円
(2) 所要時間4時間以上の場合	
(一) 区分1	1,760円
(二) 区分2	1,350円
(三) 区分3	940円

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあつては、市長）に届け出た指定デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第46条第1項に規定する指定デイサービス事業所をいう。）又は基準該当デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービス事業所をいう。）（注2及び注4において「指定デイサービス事業所等」という。）において、指定デイサービス（指定居宅支援等基準第45条に規定する指定デイサービスをいう。）又は基準該当デイサービス（指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービスをいう。）（以下この注において「指定デイサービス等」という。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、現に要した時間ではなく、デイサービス計画に位置付けられた内容の指定デイサービス等を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定額を算定する。

2 イ及びハについては、利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定デイサービス事業所等においてデイサービス計画上食事の提供を行うこととなっている利用者について、1日につき420円を所定額に加算する。

3 イ及びハについては、利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき410円を所定額に加算する。

4 利用者に対して、その居宅と指定デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合は、片道につき550円を所定額に加算する。

5 利用者が身体障害者短期入所を受けている間又は通所による身体障害者施設支援を受けることとなっている間は、身体障害者デイサービス支援費は、算定しない。

### 3 身体障害者短期入所支援費（1日につき）

イ 区分1	8,180円
ロ 区分2	7,370円
ハ 区分3	7,000円

注1 指定短期入所事業所（指定居宅支援等基準第66条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）において指定短期入所（指定居宅支援等基準第64条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に応じ、それぞれ所定額を算定する。ただし、医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき14,540円を算定

する。

- 2 利用者の心身の状況、介護を行う者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき1,860円を所定額に加算する。
- 3 利用者が通所による身体障害者施設支援を受けている間は、身体障害者短期入所支援費は、算定しない。